

# 山元町新市街地復興公営住宅

～申込みのご案内～

【10次募集】

はじめに

- この案内は、つばめの杜（新山下駅周辺）地区、宮城病院周辺地区、新坂元駅周辺地区の3地区共通のものとなっております。
- 決定者のいない申込み可能な住宅からお選びいただくこととなりますので、必ずしもご希望の地区の住宅に入居できない場合があります。あらかじめご了承ください。



# 1. 申込みについて

## 1-1 申込みの要件

- 通常の公営住宅は入居に際して収入要件がありますが、今回の震災により住宅を失った方は、特例により収入要件に関係なく、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③・④の要件を満たしていれば申し込むことができます。
  - ① 東日本大震災により居住していた宮城県内の住宅のり災程度が全壊の世帯
  - ② 東日本大震災により居住していた宮城県内の住宅のり災程度が半壊・大規模半壊で解体、または解体することが確実である世帯
  - ③ 住宅再建に関する補助金を受領していない世帯
  - ④ 応急仮設住宅に居住している世帯
- ※山元町外で被災された方も申込み可能ですが、町内で被災された方を優先します。
- また、実際の入居に際しては、次の①～③の要件を全て満たしている必要があります。
  - ① 各種税金や公共料金等を滞納していないこと
  - ② 申込者および同居予定者が暴力団員でないこと（宮城県警察へ照会を行いますので、あらかじめご了承ください）
  - ③ 契約時点で契約者が20歳以上であること（契約者が未成年の場合は代理人による申込みが可能です）

## 1-2 住宅の種類と申込み区分

### (1) 住宅形式

- 住宅の形式には、「戸建」・「連棟式」・「中層集合住宅」があります。

### (2) 住宅の種別

- 種別は「一般」と「払下げ」があります。
- ペット可住宅の募集は行っておりません。

### (3) 住宅の間取り

- 入居する世帯の人数によって選択できる間取りに制限があります。

世帯数	2DK	2LDK	3LDK
	約55㎡ (約16.7坪)	約65㎡ (約19.7坪)	約80㎡ (約24.2坪)
1人	◎	—	—
2人	◎	○	—
3人	○	◎	○
4人	○	○	◎
5人以上	—	○	◎

◎：世帯構成に特に適した住宅タイプ

○：世帯構成に適した住宅タイプ

—：選択不可

#### (4) 連帯保証人

- ・ 入居するためには連帯保証人1名が必要です。
  - ・ 連帯保証人の資格要件は次のとおりです。
    - ①日本国籍を有する方または日本に永住権を有する方
    - ②原則として町内居住者、もしくは近隣市町村在住で申込み世帯と同等以上の所得を有する保証能力のある方
    - ③世帯および家計を別（独立生計者）にする1名の方
    - ④市町村税を滞納していないこと
    - ⑤未成年でないこと
    - ⑥成年被後見人または被保佐人でないこと
    - ⑦公営住宅（他市町村含む）の入居者でないこと
- ※入居者が万一家賃を滞納したり法令等に違反したりした場合、入居者に代わって一切の責務について責任を負っていただきますので、連帯保証人になっていただく方に十分説明してください。
- ※後日、連帯保証人の住民票、課税証明書、保証人の実印を押した調書、印鑑証明書が必要になります。

### 1-3 申込みの方法

#### (1) 申込期間

平成29年6月5日（月）から随時募集を行います。

※ただし、毎月末日ごとに区切りをつけ、その期間中に申込みがあった方から入居決定を行っていきます。その後、申込み可能な空き住宅が無くなり次第、募集を終了します。

#### (2) 申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、以下の添付書類とともに次ページ記載の窓口にお持ちいただくか、「簡易書留郵便」にてご提出ください。

#### <添付書類>

- ① 居住していた住宅が被災したことを証明する下記の書類（山元町で被災された場合は不要）
  - ・ り災証明書のコピー
  - ・ り災状況が大規模半壊・半壊の場合には、解体したことを証明する証明書（滅失証明書、建物解体工事契約書等）のコピー
- ② 入居を希望する世帯全員の住民票（現に山元町内に住民登録されている方は不要） ※住民票は本籍入り、かつ個人番号を省略したもの
- ③ お住まいの市区町村が発行する、入居予定者全員分の、平成28年度分以降のすべての市区町村税の納税証明書（現に山元町内に住民登録されている方は不要） ※ただし、発行されてから3ヶ月以内のものに限ります。
- ④ 入居を希望する世帯のうち、16歳以上の全員の所得証明書

### (3) 申込書の提出先

【窓口へお持ちいただく場合】 ※土・日・祝日を除く

場 所：山元町役場 震災復興企画課（第2仮庁舎2階）

電話：0223-37-0497

※窓口へ提出される方は認印をお持ちください。

【郵送による提出】

送付先：〒989-2292

宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地

山元町役場 震災復興企画課

## 2. 住宅の決定方法について

- ・ 申込み時点で入居決定されていない住宅を対象に申込みを受付けます。
- ・ 毎月末日時点で区切りをつけ、その期間中の申込みを確定し、他に希望者がいない場合、申込み要件についての審査を行った上で、後日、決定通知をお送りします。
- ・ 上記の期間中の申込み確定にあたり、申込みは窓口・郵送とも毎月末日までに受付した分で区切りとします。（郵送の場合は末日必着）
- ・ 申込み確定時点において、町内で被災された方と町外で被災された方が重複している場合は、町内で被災された方を優先します。
- ・ 町内で被災された方同士、または町外で被災された方同士が重複している場合は、町役場にて抽選会を行います。日時などの詳細については、抽選の対象となった方に個別にご連絡いたします。なお、抽選会への出席は任意となります。
- ・ 優先順位または抽選により落選となった場合、ご希望の地区の住宅に入居できない場合があります。その場合は、第2希望・第3希望の住宅をご案内します。

#### <申込み期間と抽選予定日>

申込み期間（※土・日・祝日を除く）	抽選予定日
平成29年 6月5日（月）～6月30日（金）	→ 7月6日（木）
7月3日（月）～7月31日（月）	→ 8月3日（木）
8月1日（火）～8月31日（木）	→ 9月7日（木）
9月1日（金）～9月29日（金）	→ 10月5日（木）

※以降、空き住宅が無くなるまで、同様に申込みを受付します。

## 3. 家賃

### 3-1 家賃について

- ・ 復興公営住宅の家賃は公営住宅法に基づき、各世帯の入居者収入（政令月収）や住宅の床面積、形式（戸建・連棟式・中層集合住宅）などにより世帯ごとに算定されます。
- ・ 家賃の目安については別紙の「復興公営住宅の家賃について」を参考にしてください。

### 3-2 家賃以外の経費

#### (1) 敷金

- ・ 敷金は家賃1ヶ月分です。

#### (2) 駐車場使用料

- ・ 戸建、連棟式、中層集合住宅いずれの形式でも無料です。

#### (3) 共益費

- ・ 中層集合住宅は家賃の他に共益費月額700円が必要です。

#### (4) ライフライン

- ①電気・ガス（プロパン）・上下水道は入居者にて別途加入していただきます。（光熱費および上下水道費は入居者の負担となります。）住宅には公共下水道も接続されています。
- ②オール電化住宅ではありません。

## 4. 住宅情報・間取り・設備仕様等

- ・ 募集する住宅の種類・間取り・設備仕様や入居予定時期等の詳細情報は前ページに記載した窓口にお問い合わせください。  
なお、空き住宅情報については、別紙の「公募状況」を参考にしてください。

お問い合わせ先

〒989-2292

宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32番地

山元町役場

震災復興企画課 企画調整班（第2仮庁舎2階）

電話：0223-37-0497

平成29年6月